

●香川県監査委員公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

香川県監査委員	林	勲
同	鍋嶋	明人
同	山田	正芳
同	十河	直

1 監査対象部局 人事委員会事務局

2 監査対象年度 平成25年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
--------	-------

人事委員会事務局	平成26年6月19日
----------	------------

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ適正な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

県外旅費について、駐車場利用に係る旅費の支給漏れがあるため、追給する必要がある。

(3) 検討指示事項

該当事項なし